

第20回福島家庭裁判所委員会議事概要

第1 日時

平成25年6月5日(水)午後1時30分～午後3時30分

第2 場所

福島地方・家庭裁判所5階 第1会議室

第3 出席者

1 委員

浅香紀久雄(委員長), 今野博美, 手塚佳子, 富田哲, 布施雄士, 村上謙介, 吉田千津子, 渡辺和子(五十音順, 敬称略)

2 説明者

佐藤事務局長, 河合首席家庭裁判所調査官, 朝一首席書記官, 齋藤会計課長

3 係員

野中総務課長, 吉澤総務課係長

第4 開会等

1 開会(野中総務課長)

2 委員長挨拶

第5 議事及び質疑応答の要旨(委員長, 委員, 説明者)

1 新庁舎の概要について

新庁舎4階を家庭裁判所(以下「家裁」という。)エリアとし, 家裁の事件関係室をワンフロアに集中させた。家裁来庁者がワンフロアで事足りるよう利用しやすく, 他の来庁者の目に触れないようプライバシーにも配慮した造りとした。また建物の中央部分に吹き抜けやテラスを設けて快適な空間が提供できるよう工夫を施している。また調停室を1室増室した。明るく快適に過ごせる庁舎となった。

明るくなった印象である。来庁者としても狭い空間よりも広い空間の方が

気分的によい。当事者待合室が小さいので暑く乾燥しやすい。空調管理はどうなっているのか。

庁舎全体の空調は一括管理している。湿度の管理も含まれている。部屋の配置（北側・南側）や階層によって温度や湿度の差が生じることがある。

普段立ち入ることのできないところを見学させていただき新鮮だった。

2 家事調停事件の実情 - 家事事件手続法施行後の変化 - について

家事事件手続法（以下「家事法」という。）にて、相手方に対して調停申立書の写しを送付すると規定された。申立書書式には相手方に写しを送付することが明記されている。家事法施行前は、担当書記官宛てに相手方からなぜ裁判所に呼び出されたのかという内容の問い合わせが多かったが、現在はほとんどなくなった印象である。また、相手方には申立ての趣旨に対する回答書を、養育費等がからむ事件では当事者双方の収入に関する資料をそれぞれ第1回調停期日前に提出するよう求めているが、最近は9割程度事前送付されている。

当事者自身も調停に対する心の準備や考えてもらう時間ができたのではないかと。試行的段階を含めた申立書写しの送付実施以降、1期日での成立が増えたり、期日回数が減少した印象である。

家事法施行前の試行的段階では裁判所にて写しを作成していた。施行後は複写式の申立書となっているので申立人が直に書いたものを相手方に送付している。これは調停に対する当事者自身の意識に大きく影響するものと思われる。

DVが関係する当事者の申立ての場合は裁判所ではどう対応しているのか。手続案内の時点で個別に慎重に対応している。

若い世代は申立書をパソコンで作成したいという希望もあるのではないかと。一種のサービスとして、直接入力できるような作成形式を提供することもよいのではないかと考える。

同席調停の実施については、当事者双方に主体的に紛争解決に臨んでもらい、調停成立後の履行、例えば養育費の支払いや面会交流などを確実に行ってもらうということを期待し、調停成立・不成立という最終局面での双方同席を本庁では1月から試みている。事案に応じて進めており、今のところ5割程度同席で行っている状況である。

手続の冒頭説明や期日の終了時に次回の課題を確認するときなども同席とし、手続の透明化を図っていきたい。終局時は同席調停を試みている。同席することで当事者同士相手を見ることができる。事情聴取時は別席である。

子の意思の把握について、家事法では子の意思を把握しその意思を考慮しなければならないと明記されており、これまで以上に子に対する配慮が求められるようになった。事前に当事者から子に関する事情説明書を提出してもらい、その内容から子の心身に影響が現れたりしている状況がうかがわれる場合には家庭裁判所調査官を早期に関与させるなどの一定の手当を講じることにしている。

子の意思を把握するための方法として、家庭裁判所調査官が当事者宅に訪問するケースと裁判所内で事情を聴取するケースの件数割合は。

子の年齢や状況による。

家庭裁判所調査官は増えているのか。

少しではあるが増えている。

その他のテーマとして参与員候補者の給源について若干説明する。現在参与員は成年後見関係事件、相続放棄等申述事件、氏の変更許可事件、名の変更許可事件等の家事審判事件や人事訴訟事件で必要があると認められる事件において活用されている。参与員候補者は当裁判所では各分野、業種の中から選任しているが、60歳未満の現役世代に加えて60歳代前半の候補者確保が課題となっている。参与員を対象にした研修として、新任参与員研修、参与員研究会及び家事实務研究会を実施している。個々の事件処理に関して

は、担当書記官から、事前に必要な資料を交付したり、レクチャーをした上で参与員の職務を遂行していただいている。

実務では当該事件に関連した専門的知見との兼ね合いを考慮して家事審判事件及び人事訴訟事件にて参与員を活用している。特に後見監督事件においては多岐にわたる知見を要するものと思われる。

名及び氏の変更許可審判事件では、参与員は理由の相当性等の意見も求められるのか。

そのとおりである。

人事訴訟事件では、主に離婚原因の有無が問題となる事件で参与員の関与を求め、健全で常識的な意見をいただいている。人事訴訟事件においては家事調停委員を兼務している者とそうでない者の2人の参与員を選任することによって、事案をより複眼的に見ることができる。

人事訴訟事件において参与員はどの手続段階で関与するのか。

決まりはないが、本庁では証拠調手続きでの関与が中心的である。

第6 次回（第21回）開催について

1 日時

平成25年11月6日（水）午後1時30分とすることです承された。

2 テーマ

おって定めることです承された。

第7 閉会（野中総務課長）

以上